

お取引先様

## 一般社団法人日本自動車連盟の内部通報制度について

一般社団法人日本自動車連盟（以下「連盟」という）は、法令等を遵守した業務運営の強化に努めるとともに、社会的責任を果たすことを経営方針としています。そのため、連盟の業務運営における法令違反又は不正な行為（以下「不正行為等」という）の早期発見及び是正を図るために、内部通報制度を設けています。

内部通報制度とは、お取引先並びに連盟の役職員等が、連盟、連盟グループ若しくはこれらの役職員等による不正行為等の発生又はそのおそれを連盟に通報又は相談する制度です。連盟は、内部通報を行った者に対して、原則として秘密を保持し、内部通報を行ったことを理由に不利益な取扱いをしないことを保証しています。また、内部通報を受けた事案については、必要かつ適切な調査を行い、必要な是正措置及び再発防止策を講じます。

### 1 内部通報の対象となる事項

- (1) 法令に違反する行為（努力義務に関するものを除く）
- (2) 個人の生命、身体、財産その他権利利益を害する行為
- (3) 就業規則、その他の内部規程に違反する行為（人事上の処遇に関する不満及び努力義務に関するものを除く）
- (4) 連盟の業務運営を害する行為
- (5) その他連盟の名誉または社会的信用を侵害する行為

### 2 内部通報を行うことができる者

連盟の職員等（通報の日から1年以内に職員等であった者を含む）、役員並びに、お取引先（連盟と請負契約その他の類似の契約を締結して事業を行う企業団体の役員及び従業員等。従業員等のうち通報の日から1年以内に当該事業に従事していた者を含む）です。

### 3 内部通報処理体制

- (1) 内部通報を受け付ける窓口は、社内と社外に設置しています。

社内における窓口 本部総務部 n-tsuho@o3.jaf.or.jp

社外における窓口 牛島総合法律事務所 jaf@ushijima-law.gr.jp

※社外窓口は、第三者の立場から公正に内部通報を受け付け、連盟に報告します。

社外窓口は、連盟から依頼を受けて内部通報を受け付けるものであり、通報者から

の法律相談を受けたり、通報者に対して一般的なアドバイスの提供等をするものではありません。

※モータースポーツに関することは、次のURLから「モータースポーツ倫理要項」をご確認ください。<https://motorsports.jaf.or.jp/regulations/information/internal>

- (2) 内部通報は、原則としてお名前（所属する部署又は組織の名称を含む）を明らかにして行うものとしますが、匿名でも受け付けます。
- (3) 内部通報を受けた事項に関する事実関係の調査は、本部総務部が行います。本部総務部長は、必要と認める場合は、調査の一部または全部を本部総務部長が指名した職員に行なわせることができます。また、必要に応じて、関連する部署の職員からなる調査チームを設置することができます。
- (4) 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、代表理事又は本部総務部は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じます。また、当該行為に関与した者に対し、就業規則に基づいて適切な対応を行い、又は刑事告発、損害賠償の請求等の措置を講ずることがあります。

#### 4 当事者の保護及び責務

- (1) 連盟は、内部通報をしたことを理由として、通報者に対していかなる不利益な取扱いも行いません。また、対象事案に関する調査に協力したことを理由として、調査協力者に対していかなる不利益な取扱いも行いません。さらに、内部通報をしたことを理由として、通報者の職場並びに取引環境が悪化することのないよう適切な措置を講じます。
- (2) お取引先並びに役職員等は、内部通報の内容及び調査で得られた秘密を保持する義務を負います。また、本件窓口に通報又は相談した者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはなりません。これらの義務に違反した者に対しては、就業規則又は契約内容に基づき適切な対応を行うことがあります。
- (3) 通報者は、誠意をもって客観的で合理的根拠に基づく内部通報を行うものとし、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する内容その他の不正の目的をもって内部通報を行ってはなりません。この規定に違反して内部通報を行った者に対しては、就業規則又は契約内容に基づき適切な対応を行うことがあります。

#### 5 その他

- (1) 連盟は、内部通報制度及び公益通報者保護法について、お取引先並びに役職員等に

お取引先様

対し、継続的に周知を行います。また、内部通報制度の運用実績を、個人情報、信用、名誉、プライバシーの保護に十分配慮した上で、連盟内に開示します。

(2) 連盟は、内部通報制度の整備及び運用の状況について、定期的に客観的かつ公正な方法による評価、点検等を行い、必要に応じて改善を行います。

(3) 内部通報制度の詳細は、連盟の「内部通報に関する規程」に定めます。

以 上